

## 仏生寺地域づくり協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、仏生寺地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、氷見市惣領2010番地(氷見市農協仏生寺支所2階)に置く。

(区域)

第3条 協議会の区域は、惣領、鞍骨及び仏生寺とする。

(目的)

第4条 協議会は、地域の良さを次代に継承できるよう、地域づくり計画を策定し、併せて地域の課題解決を図り、地域で誇りをもって暮らし続けることができることを目的とする。

(活動内容)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域づくりを実践するための研究・協議・企画立案
  - (2) 住民又は組織・団体の意見を反映した地域づくり活動
  - (3) 関係機関及び行政との連携協働による活動
  - (4) 広報及び意見収集を行い地区住民すべてが参加できる活動
  - (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動
- 2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(会員)

第6条 協議会は、第4条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 第4条の目的に賛同する個人
- (2) 団体会員 第4条の目的に賛同する各種団体、組織、企業及び法人

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額及び納入方法等については、細則で定める。
- 3 会員が脱会した場合は、既納の会費は返還しない。

(入会及び退会)

第8条 協議会に入会しようとする者は、個人会員は会費の納入をもって、団体会員は入会申込書の提出をもって入会とする。

- 2 会員が会費の納入をしなかったとき、又は会員から退会の申し出があったときは退会したものとみなす。

(代議員の定数、選出区分及び任期)

第9条 代議員の定数は48人とし、集落及び団体の代議員の選出数は次のとおりとする。

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 惣領          | 3人 | 鞍骨          | 3人 |
| 鉾根          | 2人 | 大覚口         | 2人 |
| 大窪          | 2人 | 脇之谷内        | 3人 |
| 寺中          | 3人 | 上中          | 3人 |
| 吉池          | 2人 | 細越          | 2人 |
| 上原          | 1人 | 公民館         | 2人 |
| 民生委員児童委員協議会 | 6人 | 健康づくりボランティア | 2人 |
| スポーツ交流委員会   | 2人 | 青年団         | 2人 |
| 長寿会         | 2人 | 消防分団        | 2人 |
| 交通安全協会      | 2人 | 防犯組合        | 2人 |

2 代議員の選出は、各集落の自治振興委員及び前項で定める代議員選出団体の長の推薦した者をもって充てる。

3 代議員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

4 補欠により、選任された代議員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選出)

第10条 理事の定数は23人以内、監事の定数は2人とする。

2 理事は、自治振興委員（監事を除く）、各種団体の長（前条第1項で定める代議員選出団体）、及び仏生寺地域内有識者（自治振興委員等経験者の中から自治振興委員会が推薦した者）5人以内をもって充てる。

3 監事は仏生寺自治振興委員会監事をもって充てる。

(役員の種類・職務及び選任)

第11条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 理事 23名以内 会務を執行する。

(4) 事務局長 1名 協議会の事務を総括する。

(5) 会計 1名 協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を保管管理する。

(6) 監事 2名

- ・会計処理の監査
- ・業務運営の執行状況の監査
- ・不正の事実を発見した場合の総会への報告
- ・前述の報告をするため、必要があると認めた場合の臨時総会の招集請求

(7) 顧問 若干名 必要に応じて役員会に出席し意見を述べるができる。

- 2 会長は、自治振興委員会委員長をもって充てる。
- 3 副会長は、仏生寺公民館館長及び仏生寺地区民生委員児童委員協議会会長をもって充てる。
- 4 事務局長及び会計は、理事の中から役員会で選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 5 協議会に顧問を置くことができる。顧問は、仏生寺地域内有識者（自治振興委員等経験者の中から自治振興委員会が推薦した者）の中から会長が役員会の承認を受けて委嘱する。
- 6 会長及び監事は他の役員と兼ねることができない。

（役員任期）

第12条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 充て職による選任された役員任期は、所属団体等の役職任期とする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

（総会種別）

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会構成）

第14条 総会は、代議員をもって構成する。

（総会審議事項）

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 規約に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 地域づくり計画の策定に関する事項
- (6) その他協議会の運営に関する重要事項

（総会開催）

第16条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後2月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 役員会において総会開催の議決があったとき
  - (3) 第11条第1項第6号の規定により、監事から開催の請求があったとき
- 4 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 総会を招集するとき、会長は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、開会の7日前までに文書をもって代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長が行うものとし、会長が出席できないときは、あらかじめ指定した副会長が行うものとする。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情で総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員（理事及び監事）をもって組織する。

(役員会の審議事項)

第22条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) この規約の施行についての細則に関する事項
- (4) 総会及び部会から提議された事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催等)

第23条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員3分の1以上からの請求があったとき

- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに役員会を招集しなければならない。
- 4 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することができない。
- 6 役員会の議決は、出席した役員 $\frac{1}{2}$ 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(部会の設置等)

第24条 協議会に目的に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会員は、会員及びその他の協力者及び団体をもって構成する。
- 3 部会の設置及び所掌事務は、細則で定める。
- 4 部会に副部会長を置くことができる。副部会長は、部会員の同意を得て部会長が選任する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐する。

(地域づくり計画)

第25条 仏生寺地区の総合的な将来計画となる地域づくり計画は、会長が役員会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 地域づくり計画は、必要に応じて評価・見直しを行うものとする。

(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

第27条 協議会の事業計画及び予算は、地域づくり計画に基づき作成し、役員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第28条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更及び解散)

第29条 この規約は、総会の議決を得なければ変更することができない。

- 2 協議会は、総会の議決により解散する。

(残余財産の処分)

第30条 前条の規定により協議会が解散したときに有する残余財産の処分方法は、総会において出席した代議員 $\frac{2}{3}$ 以上の議決を経て決定する。

(文書等の保存)

第31条 会長は、協議会が運営上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録等(以下「文書等」という。)を適正に保存しなければならない。

2 文書等の保存期間は、細則で定める。

(情報公開)

第32条 協議会は、開示請求があったときは、開示請求に係る文書を開示請求者に対し、開示しなければならない。ただし、不当な請求であると認められる場合は、この限りでない。

2 希望する者は、総会を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

第33条 協議会は、協議会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

(細則への委任)

第34条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の審議を経て細則で定める。

(雑則)

第35条 この規約に定めがない協議会の運営に必要な事項は、役員会の審議し、総会で議決する。

## 附 則

この規約は、平成25年7月25日から施行する。

この規約は、平成27年5月7日から施行する。

この規約は、令和元年5月9日から施行する。

1 この規約は、令和3年5月6日（総会の日）から施行し、令和4年度の事業年度の役員を選任から適用する。

2 令和3年度の事業年度において、現にその任にある役員任期は、規約第12条第1項の規定にかかわらず、令和4年度の総会までとする。

## 仏生寺地区地域づくり協議会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、仏生寺地区地域づくり協議会規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 規約第8条に規定する会費は、それぞれ次のとおりとする。

| 会員の種別 | 会費(年額)  |
|-------|---|
| 個人会員  | 300円（1戸当たりの個人会員の数に関わらず、1戸当たり300円を集落毎に取りまとめて支払うものとする。） |
| 団体会員  | 1,000円  |

2 会費は、毎年6月末日までに支払うものとする。

(部会の設置及び所掌事務)

第3条 規約第24条第2項及び第3項の規定により、次の掲げる部会を置く。それぞれの部会に部会長を置き、次の当該事業を行う。

| 部会名（部会長）                | 所属団体                   | 担当事業                       |
|-------------------------|------------------------|----------------------------|
| 総務部会<br>（自治振興委員会委員長）    | 自治振興委員会、公民館            | 協議会の事業の企画立案、広報、組織の運営に関すること |
| 福祉健康部会<br>（民生児童委員協議会会長） | 民生児童委員協議会、健康づくりボランティア  | 福祉と健康づくりに関すること。            |
| 住民交流部会<br>（スポーツ交流委員会会長） | スポーツ交流委員会、長寿会、青年団      | 住民交流に関すること。                |
| 防災防犯部会<br>（自主防災会会長）     | 自主防災会、消防分団、交通安全協会、防犯組合 | 防災、防犯、交通安全に関すること。          |

2 部会は、前項のほか、次の事務を行う。

- (1) 部会に付託された事項の決定・実施に関する事項
- (2) 部内の事務に関する事項
- (3) その他総会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事務  
(文書等の保存)

第4条 規約第31条第2項に規定する文書等の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議事録 5年
- (2) 予算、決算及び出納に関する文書 5年
- (3) 市の補助金に関する文書 5年

(4) その他重要な文書等 5年

附 則

この細則は、平成25年7月25日から施行する。

この細則は、平成27年5月7日から施行する。

この細則は、令和3年5月6日から施行する。